

## 安定型最終処分場維持管理計画（第一処分場）

維持管理基準	維持管理計画
(飛散、流出) 埋立地の外に廃棄物が飛散及び流出しない ように必要な措置を講じること	廃棄物の飛散及び流出防止の為、必要に 応じ覆土を行う
(悪臭) 最終処分場の外に悪臭が発生しないように必要な 措置を講じること	悪臭防止のため、即時に覆土ができるように覆土材 を場内に保管しておく
(火災) 火災の発生を防止するための措置を講じること	消火器を管理棟と使用重機等に設置する 場内に防火啓発看板を複数設置する 埋立地内の火気の使用を禁止する
(衛星害虫等) 衛生害虫等により最終処分場の周辺の生活環境 に支障をきたさない措置を講じること	衛生害虫等の発生防止のため覆土及び薬剤の 散布を必要に応じ行う
(囲い) 囲い及び門扉が破損した場合は直ちに補修すること	囲い及び門扉が破損した場合は直ちに補修する 門扉は、1日の作業終了後は閉鎖し施錠する
(立札) 立札は、常に見やすい状態にしておくとともに表示 すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書き換 え、その他必要な措置を講じること 立札等が破損した場合には直ちに補修すること	立札は常に見やすい状態にしておくとともに、表示 すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書き 換えその他必要な措置を講じる 立札が破損した場合には直ちに補修する
(擁壁の点検) 擁壁等の点検及び補修が的確に行われるよう、必要に 応じ、これらの作業を実施できる敷地を確保しておくこと 定期点検の頻度は、擁壁等の状況を勘案し適時設定 すること また、地震、台風等の異常事態の直後には必 ず点検を行うこと	本処分場には擁壁はないが、堰堤等については月一回 以上の定期点検、地震、台風等の異常事態の直後には 必ず点検を行う
(記録の作成及び保存) 擁壁等の点検、放流水の検査、重要構造物の補修を行 った場合は、その結果を記録すること。 作成された記録は、最終処分場の廃止までの間保存 すること	左記の通り、記録の作成及び保存を行う
(展開検査) 安定型最終処分場への安定型産業廃棄物以外の廃棄物 の埋立処分を防ぐために展開検査を行うこと	埋立処分の前に、目視により安定型産業廃棄物以外の 廃棄物の付着又は混入の有無を確認し、荷降し時にも 内容の確認を行う 異物が確認された場合は除去又は全量持ち帰りとする

維持管理基準	維持管理計画
(地下水の検査) 観測井より地下水を採取し水質検査を行うこと 埋立処分前の地下水の水質を把握し、埋立処分開始後の地下水等の水質と比較して水質の状況を評価するものであり 地下水項目、電気伝導率及び塩化物イオン濃度のすべてを測定すること なお、埋立てる廃棄物性状、保有水の水質検査結果等を勘案し、地下水等の汚染が生ずる恐れがないことが明らかな項目については水質検査を省略して差し支えないこと	表-1に掲げる地下水の検査項目を埋立処分開始前及び埋立期間中においては1年に1回以上測定する
(地下水の悪化が認められた場合の措置) 地下水の水質検査結果に異常が生じた場合には、直ちに廃棄物の搬入を中止し、その原因を調査し、関係部署と協議の上必要な措置を講ずること	地下水の水質検査結果に異常が生じた場合には、左記の通り措置を講じる
(浸透水の水質検査) 浸透水については地下水検査項目を1年1回以上、BOD又はCODを1月に1回（埋立終了後は3月に1回）以上、水質を測定・記録すること	左記の基準の通り実施する
(浸透水の悪化が認められた場合の措置) 浸透水の水質検査結果が次に掲げる場合には、速やかに廃棄物の搬入及び埋立処分を中止するとともに関係部署と協議の上、生活環境保全上必要な措置を講じること (1) 浸透水に係る地下水等検査項目の水質検査の結果基準に適合しない場合 (2) BOD又はCODの水質検査の結果、BODが20mg/l又はCODが40mg/lを超えている場合	左記の基準の通り実施する
(開口部の閉鎖) 安定型最終処分場において、埋立処分が終了した埋立地を埋立処分以外の用に供する場合には、埋立地の開口部を土砂で覆い、転圧、締固めを行い、概ね50cm以上の厚さとなるようにすること	左記の基準の通り実施する
(覆いの破損防止) 埋立地の覆いは定期的に点検を行い、損傷のおそれがある場合には補修、復旧を行うこと	左記の基準の通り実施する
(雨水の流入防止) 雨水が入らないよう必要な措置が講じられた埋立地については埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること	埋立地周囲の側溝の機能を維持するために排水設備の清掃を定期的に行う

維持管理基準	維持管理計画
(事故の防止)  常に事故の発生を防止するための巡回監視及び点検を実施し、特に地震、台風、大雨等の際には、場内を巡回監視し、廃棄物の飛散、流出等の事故のおそれがある場合には、必要な措置を講ずることにより事故等の発生を未然に防止すること	地震、台風、大雨等の際には、場内を巡回監視し、廃棄物の飛散、流出等の事故のおそれがある場合には、必要な措置を講ずることにより事故等の発生を未然に防止する
(使用道路)  使用道路は常に清掃し、清潔の保持に努めるとともに必要に応じて補修等を行うこと	使用道路は常に清掃し、清潔の保持に努めるとともに必要に応じて補修等を行う
(管理事務所)  イ 事務所内の見やすい位置に許可証又はその写し、埋立計画図等を掲示しておくこと □ 許可申請書又は届出書の写し、帳簿又は伝票等を備えておくこと	左記の基準の通り実施する
(法面の保護)  イ 法面の植生保護のため、施肥等を行うこと □ 法面に小段排水溝、縦排水溝が設置されている場合は適切に排水されるよう点検を行うこと ハ 基準高、区域杭等の表示設備は、常に判断できる状態に保つこと	必要に応じ、法面に施肥等を行う 小段排水溝、縦排水溝は排水機能を点検する 基準高、区域杭等の表示設備を点検する
(許可条件の遵守)  許可に当たり生活環境の保全上必要な条件が付されているときは、これを遵守すること	許可に当たり生活環境の保全上必要な条件が付されているときは、これを遵守する
(事故時の処理)  事業者等は、廃棄物処理施設、保管施設又はその他関連施設について、故障、破損その他の事由により事故が生じた時は、直ちに応急の措置を取るとともに速やかに廃棄物処理施設事故報告書により関係部署にその状況を報告するものとする	事故が生じたときは、直ちに応急の措置をとるとともに速やかに廃棄物処理施設事故報告書により関係部署にその状況を報告する
(廃止、休止、再開届出)  事業者等は、廃棄物処理施設を廃止し、若しくは休止し、又は休止した廃棄物処理施設を再開したときは、遅延なく廃棄物処理施設廃止（休止、再開）届出書により北九州市長に届け出なければならない	廃棄物処理施設を廃止し、若しくは休止し、又は休止した廃棄物処理施設を再開したときは、遅延なく廃棄物処理施設廃止（休止、再開）届出書により北九州市長に届け出なければならない
(閉鎖協議等)  事業者等は、最終処分場を廃止しようとするときは、予め廃棄物最終処分場閉鎖協議書により北九州市市長と協議し、承諾を得なければならない	最終処分場を廃止しようとするときは、予め廃棄物最終処分場閉鎖協議書により北九州市市長と協議し承諾を得る
(その他)  騒音・振動対策	重機の稼動に際しては、近隣等敷地境界近辺での作業において騒音振動の発生に対し配慮を行うとともに、稼動重機が集中しないように作業調整を行い騒音・振動規制を超えないよう配慮する